鳥取県告示第607号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、保安林の平成24年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成24年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

	同 一 0	り単位とされる保安林	皆伐面積の限度
指定目的	単位区域名	所 在 場 所	(ヘクタール)
水源の涵養	鳥取地区	鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村	1, 251. 53
		の区域を除く。)及び岩美郡	
	八頭地区	鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村	3, 972. 36
		の区域に限る。)及び八頭郡	
	倉 吉 地 区	倉吉市及び東伯郡	2, 263. 14
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	1, 108. 29
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	2, 419. 72
土砂の流出の	鳥 取	鳥取市	307. 20
防備	米 子	米子市	0. 36
	倉 吉	倉吉市	93. 26
	岩 美	岩美郡岩美町	157. 77
	若 桜	八頭郡若桜町	16. 10
	智 頭	八頭郡智頭町	16. 40
	八頭	八頭郡八頭町	32. 46
	三 朝	東伯郡三朝町	78. 59
	湯 梨 浜	東伯郡湯梨浜町	68. 61
	琴浦	東伯郡琴浦町	59. 34
	北 栄	東伯郡北栄町	0. 21
	大 山	西伯郡大山町	56.00
	南 部	西伯郡南部町	10.74
	伯 耆	西伯郡伯耆町	20. 24
	日 南	日野郡日南町	4. 18
	日 野	日野郡日野町	25. 14
	江 府	日野郡江府町	6. 84
干害の防備	高 路	鳥取市高路	20.07
	赤 波	鳥取市用瀬町赤波	2. 34
	水 谷	鳥取市鹿野町水谷	0.96
	本 宮	米子市淀江町本宮	1. 62
	志津	倉吉市志津	0.45
	栗尾	倉吉市栗尾	2. 73
	大 原	倉吉市大原	1. 02
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	6. 24
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0. 60
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0. 66

_			
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	1.44
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0. 15
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	1. 02
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0. 99
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	2. 22
	孝 霊 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	21. 63
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0. 66
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0. 12
公衆の保健	東部地区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	126. 33
	中部地区	倉吉市及び東伯郡	23. 74
	西部地区	米子市、西伯郡及び日野郡	12. 48